

議会報告会での要望・意見に関する事業等の進捗状況調査表

課等の名称

福祉課

項目	吉田地区 NO.4		要援護者支援についての行政の取組みと成功事例					
議会報告会での要望・意見	内容	要援護者支援について、民生委員が5人しかいない。いざというときどうするかという話も出ている。成功事例、アイデアを示してほしい。						
担当部課での対応状況	企画課(地域づくり係)	地元からの要望	1	あり	時期	年度		
			2	なし	調査項目にないため不明			
	担当課	要望・意見について	1 把握していない	1	今後実施可能	実施時期	年度	
				2	今後実施は困難	具体的な理由	別欄へご記入ください	
			2 把握している	1	把握しているが未実施	具体的な理由	別欄へご記入ください	
				2	実施計画策定	時期	年度	
				3	予算措置	時期	年度	
					予算額		千円	
				4	事業完了	時期	年度	月
					事業に要した額		千円	
5	次年度以降取組み予定							
関係法令・内部規程等 (関連法令があればご記入ください。)		関係法令						
		内部規程						
総合計画との関連 (総合計画との関連があればご記入ください。)		第2章 安心して暮らせる福祉のまちをともに作る 第1節 地域でともに支え合う仕組みをつくる 第1項 市民の支え合いによる地域福祉を推進します 主な事業						
実施困難な理由 (障害となるもの等をご具体的に記入ください。)								
その他 特記事項 (既に取組んでいる場合、どんな取組みをされているのか、また今後どのような取組みをされる予定があるかなどをご記入ください。)		民生委員の活動につきましては、地域住民の生活状態を把握し、自立した日常生活を営むことができるよう相談や助言等の援助を行うこと等が民生委員法に定められています。災害時に、民生委員にできることは限られています。これまでも地域にお願いしていますように、いざという時に備え、区長・常会長が中心となり、民生委員と連携し、地域で支え合える体制を整えるとともに、地域のつながりを深める活動を推進していただくようお願いします。 平成24年5月1日発行の「地域福祉にゆーす」(第8号)では上西条区、平成24年12月25日発行の「地域福祉にゆーす」(第9号)では大門7区と高出四区の活動を紹介していますので参考にしてください。						